

青少年育成協議会の活動の手引き



もくじ

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ● 青少年育成協議会の活動
の手引き作成にあたって ……1 | ● 地域で青少年をすこやかに育てる ……1 |
| ● 青少協のあゆみ ……2 | ● 子どもの安全を守る ……4 |
| ● 青少年を取り巻く環境づくり ……5 | |
| ○ 神戸市市民活動補償制度 ……6 | ○ 青少年施設一覧 ……7 |
| ○ 青少年に関する相談機関一覧 ……8 | ○ 青少年育成協議会活動支援要綱 ……9 |

神戸市・神戸市青少年育成協議会

令和4年8月

○ 青少年育成協議会の活動の手引き作成にあたって

- この手引きは、青少年育成協議会と、その構成員である青少年育成委員の活動の概要について説明したものです。
- 現在、市内では、青少年育成委員による地域特性を踏まえた、多種多様な活動が行われています。皆様方も、子どもたちのために、創意工夫による積極的な活動を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

○ 地域で青少年をすこやかに育てる

□ 神戸市青少年育成協議会・各区青少年育成委員連絡会/協議会

● 青少年 守ろう 伸ばそう 地域から

青少年育成協議会は、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりを目的に活動しています。

各区には、地域の身近な活動に取り組む各区青少年育成委員連絡会/協議会があります。

また、各区の青少年育成協議会の代表者などで構成され、全市的な活動について話し合う神戸市青少年育成協議会があります。

- 地域で青少年を健全に育成しましょう
- 青少年を見守り安全安心なまちづくりに取り組みましょう
- 青少年を取り巻く環境づくりを進めましょう

□ 青少年育成委員とは

「青少年育成委員」は、概ね小学校区を単位として、地域で活動するボランティアです。

また、青少年育成協議会を構成し、活動の主体となる方々です。

全市で5,003人(令和3年7月現在)が活動しています。

○ 青少協のあゆみ

□ 青少協の発足

- 本市では、昭和27年4月5日に、市長を会長として、学識経験者や地域団体、関係行政機関などの参加による「神戸市青少年問題協議会」を結成し、青少年に対する総合的な施策を推進してきました。
- その後、長きにわたり、地域における青少年の健全育成及び非行防止などについて、現在まで中心的な役割を担っています。

□ 名称の変更

- 平成15年4月、青少協発足50周年を期に、新たに「青少年育成協議会」と名称を変更し、再出発しました。

□ 組織の変更

- 令和2年4月以降、神戸市青少年育成協議会、各区青少年育成協議会は、団体から会議組織に移行しました（東灘区、長田区は引き続き団体として活動）。

□ 主な活動内容

● 青少年育成市民運動の実施

本市では、学校が長期休みに入る前に強調期間を設定し、全市的な広報・啓発を行い、各区単位でキャンペーンを実施しています。

青少年育成市民運動強調期間

- 夏季 7月15日～8月31日
 - 冬季 12月15日～1月15日
 - 春季 3月15日～4月15日
- ※あいさつ運動特別強調期間(3月1日～4月30日)

● 「スマイルハートあいさつ運動」の推進

「あいさつ」と「見守り」で顔見知りの環境をつくりましょう。登下校などの見守り時に、子どもたちに積極的にあいさつをすることで顔見知りになるなど、できることから始めることが大切です。



小学校前スマイルハートあいさつ運動

● 地域の見守り活動

学校が長期休みの期間や夜間などに、地域パトロールを行い、青少年が被害にあわない環境づくりに努めましょう。

また、危険箇所を点検し、安全・安心なまちづくりを進めましょう。

● 青少年の体験活動等の促進

子どもたちに、自然体験や地域での交流、異世代・異年齢交流の機会を作りましょう。子どもたちが体験を積み重ねることは、豊かな心を育むうえで大切なことです。

□ 青少年育成委員活動の事例

青少年育成委員の活動は、子どもたちのすこやかな成長を支援するボランティア活動で、補導などではありません。地域のあらゆる分野で青少年の健全育成に携わる方々と協力して、活動を推進していきましょう。

- 主要な交差点等に立ち登下校の子どもたちにあいさつや見守りを行う。
- 夏休みのラジオ体操時に、一緒に体操に参加する。
- 学校の長期休みや夜間に地域パトロールを実施する。



夏祭り



夏休みラジオ体操

○ 子どもの安全を守る

通学路などの安全を確認したり、登下校時のパトロールをするなど、家庭、学校、地域が連携、協力して子どもたちを見守りましょう。

□ 具体的な活動

● 「こども110番 青少年を守る店・守る家」

通学路沿いや学校周辺の店・家に、子どもの見守り活動や子どもが助けを求めてきたときの一時保護や保護者・学校等への連絡をお願いしており、全市で約18,000軒の登録(令和3年7月末現在)があります。



● 「こども110番 青少年を守る車」

日頃から地域の生活道路を中心に走行し、「こども110番 青少年を守る車」の目的・趣旨等について理解をいただける民間事業者や市の公用車が登録しています。見守り活動及び子どもが助けを求めてきたときの一時保護や保護者・学校等への連絡をお願いしており、全市で約4,500台の車両(令和4年7月末現在)が活動しています。



● 「地域みはり番(イエローフラッグ)」制度

県警の「ひょうご防犯ネット」から配信される情報に基づき、子どもたちをはじめ、地域の方々に対して防犯に関する注意喚起を行っています。



地域みはり番(イエローフラッグ)

○ 青少年を取り巻く環境づくり

子どもたちが安全で心豊かに育つには、青少年を取り巻く環境づくりが大切です。青少年育成協議会では、地域における青少年を取り巻く課題の把握に取り組んでいます。

スマートフォンの急速な普及により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。ゲーム依存、SNS等によるトラブルも増えていることから、これらに関する啓発活動にも取り組んでいます。

□ 地域での取り組み

● 子どもの見守り活動

子どもたちが安心して過ごせるように、登下校時を中心に、あいさつとともに見守り活動を行っています。地域の大人たちの積極的なあいさつ・声かけと見守りで、子どもたちが安心できるまちを作っていきます。



見守り活動

● ネット社会への対応

現代社会において、スマートフォンやインターネットの存在は欠かせないものになっています。利点も多くある一方、長時間の使用による体力・学力の低下や生活リズムの乱れ、ゲーム依存、犯罪やいじめに巻き込まれるなど、多くの課題があります。

これらの課題解決のため、小学校や中学校に出向き、正しい使い方について学ぶ学習会を自主的に開催している地域もあります。正しく使わなければ、被害に巻き込まれることを子どもたちに伝えましょう。



地域のメディア学習会

○ 神戸市市民活動補償制度

『神戸市市民活動補償制度』は、市民のみなさまが安心してボランティア活動に従事できるよう、市民活動に従事する方がその活動中の事故等により、他人の生命、身体若しくは財物等に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、又は傷害等を負い、医療機関で治療を受けた場合に、補償金を支払う制度です。（補償金を給付するにあたっては、様々な要件がありますのでご注意ください。）

制度の特徴①

・事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただけます。

制度の特徴②

・保険料は不要です。市民活動が安心して行えるよう、神戸市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

※手続きについては、各区役所まちづくり課へお問い合わせください。

※詳細は、神戸市HP「神戸市市民活動補償制度について」をご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/jichikai/hoshouseido.html>

各区役所問い合わせ先

東灘区役所	まちづくり課	〒658-8570	東灘区住吉東町 5-2-1	☎841-4131（代）
灘区役所	まちづくり課	〒657-8570	灘区桜口町 4-2-1	☎843-7001（代）
中央区役所	まちづくり課	〒651-8570	中央区東町 115 番地	☎335-7511（代）
兵庫区役所	まちづくり課	〒652-8570	兵庫区荒田町 1-21-1	☎511-2111（代）
北区役所	まちづくり課	〒651-1195	北区鈴蘭台北町 1-9-1	☎593-1111（代）
長田区役所	まちづくり課	〒653-8570	長田区北町 3-4-3	☎579-2311（代）
須磨区役所	まちづくり課	〒654-8570	須磨区大黒町 4-1-1	☎731-4341（代）
垂水区役所	まちづくり課	〒655-8570	垂水区日向 1-5-1	☎708-5151（代）
西区役所	まちづくり課	〒651-2295	西区糀台 5-4-1	☎940-9501（代）
こども家庭局	こども青少年課	〒650-8570	中央区加納町 6-5-1	☎322-5181（直）

○ 青少年施設一覧

※「施設概要」には、併設・近隣施設からの借り上げを含みます。

区	名称・連絡先	場 所	施 設 概 要	開設時間及び休館日
東灘	ユースプラザ KOBÉ・EAST 891-8222	東灘区御影中町3-2-1 御影クラッセ4階 (阪神「御影」駅下車すぐ)	フリースペース 音楽スタジオ サークル室 多目的室	午前10時～午後8時 休館：毎月第1火曜日、 年末年始(12月29日～1月3日)、 御影クラッセ休館日
灘	ユースステーション 灘 862-9954	灘区深田町4-1-39 メイン六甲Aビル4階 灘区文化センター内 (JR「六甲道」駅下車すぐ)	フリースペース 大ホール 音楽室	平日：午後2時～午後8時 【学校長期休暇中は午前10時～】 土曜日：午前10時～午後8時 日・祝日：午前10時～午後4時 休館：毎月第3木曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)
中央	青少年会館 381-5912	中央区東川崎町1丁目3-3 ハーバーセンター5階 (JR「神戸」駅下車徒歩3分)	フリースペース・サークル室・会議室・音楽室・練習室・学習コーナー等	午前9時～午後9時 (日・祝日は午後6時まで) 休館：毎月第3月曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)
			こうべ若者サポートステーション (若者の職業的自立を支援するため、キャリアカウンセリング等を行っています。) 要予約：335-5630	午前9時30分～午後6時 休所：毎月第3月曜日、日・祝日 年末年始(12月28日～1月4日)
兵庫	ユースステーション 兵庫 381-5584	兵庫区荒田町2-18-20 湊川プラザ2階 (市営地下鉄「湊川公園」駅・神戸電鉄「湊川」駅下車徒歩5分)	フリースペース みなとがわホール 音楽スタジオ	平日：午後1時～午後8時 【学校長期休暇中は午前10時～】 土・日・祝：午前10時～午後8時 休館：毎月第3水曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)
北	ユースステーション 北神 597-6788	北区藤原台中町1-3-1 北神区文化センター3階 (神戸電鉄「岡場」駅下車徒歩5分)	フリースペース 多目的ホール 音楽室	<ユースステーション> 平日：午後2時～午後8時 【学校長期休暇中は午前10時～】 土曜日：午前10時～午後8時 日・祝日：午前10時～午後4時 <キッズステーション> 平日・土日祝日：午前10時～午後4時 休館：毎月第4月曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)
長田	ユースステーション 長田 643-2438	長田区若松町5-5-1 新長田駅前ビル3階 長田区文化センター内 (JR/市営地下鉄「新長田」駅下車すぐ)	フリースペース 多目的ホール 音楽スタジオ	平日：午後2時～午後8時 【学校長期休暇中は午前10時～】 土曜日：午前10時～午後8時 日・祝日：午前10時～午後4時 休館：毎月第3木曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)
須磨	ユースプラザ KOBÉ・WEST 794-6868	須磨区中落合2-2-7 須磨パティオ健康館3階 (市営地下鉄「名谷」駅下車すぐ)	フリースペース 音楽スタジオ リハーサル室 会議室	午前10時～午後8時 休館：第3水曜日(7、12、3月除く)、 年末年始(12月28日～1月3日)
垂水	ユースステーション 垂水 709-7017	垂水区日向1-5-1 レバンテ垂水2番館3階 垂水区文化センター内 (JR/山陽「垂水」駅下車徒歩5分)	フリースペース 多目的ホール 音楽室	平日：午後2時～8時 【学校長期休暇中は午前10時～】 土曜日：午前10時～午後8時 日・祝日：午前10時～午後5時 休館：毎月第3木曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)
西	ユースステーション 西 997-0868	西区糺台5-6-1 西区文化センター1・2階 (市営地下鉄「西神中央」駅下車徒歩5分)	フリースペース 青少年コーナー 音楽室 多目的ホール	平日：午後1時～午後8時 【学校長期休暇中は午前10時～】 土曜日：午前10時～午後8時 日・祝日：午前10時～午後5時 休館：毎月第3月曜日、 年末年始(12月28日～1月4日)

○ 青少年に関する相談機関一覧

所 管	名 称	相 談 者	相 談 内 容	所 在 地	電 話 番 号
神 戸 市 こども家庭局	こども家庭 センター	18歳未満の児童 保護者	こどもに関するさまざまな問題について の相談 月～金曜 8時45分～17時30分 面接相談もあり	中央区東川崎町1-3-1	382-2525
	児童相談所 虐待対応 ダイヤル		児童虐待に関する通告・相談 年中無休 24時間対応		189（全国共通）
神戸市 健康局	精神保健福祉 センター 思春期専門 相談	家族	思春期をめぐる精神保健面接相談 予約制	中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉 センター 3 階	371-1900
神戸市 福祉局	神戸 ひきこもり 支援室	ひきこもりの方 その家族	ひきこもりに関する電話・Eメール・ 来所・訪問等による相談 月～金曜 9時～17時 （祝日・年末年始を除く）	中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉 センター 1 階	#8900 361-3521
	こども・若者 ケアラー相談 ・支援窓口	こども・若者ケ アラー当事者、 関係者	こども・若者ケアラーに関する相談 平日 9時～17時 （土日祝・年末年始を除く）		361-7600
神 戸 市 教育委員会	総合教育 センター内 教育相談 指導室	電話：18歳まで の児童生徒、保 護者 面接：18歳まで の児童生徒、保 護者	不登校・学校生活・いじめ（ネットい じめ）、体罰等 電話：月～金曜 9時～12時、13時～17時 面接：火～金曜 10時～12時、13時～17時 面接は予約制	中央区東川崎町1-3-2 （総合教育センター 内）	電話相談 360-3152 360-3153 0120-790-783 面接予約 360-3150 360-3151
	青少年育成 センター			中央区楠町4-2-3	341-0888
	教 育 相 談 所	東	主として 義務教育期間の 児童・生徒 保護者 不登校、学業・進路、いじめなどの子 供に関する様々な問題や悩みの相談 月～金曜 9時～17時 面接相談もあり	東灘区青木4-4-1 （本庄小学校内）	431-5998
		北		北区南五葉3-1-1 （南五葉小学校内）	594-1633
		北神		北区有野町有野字惣山 3989-4 （北神支所会議室内）	987-3109
		長田		長田区北町1-16 （神戸西部サポートセン ター併設）	579-0806
		北須磨		須磨区竜が台6-15-1 （竜が台小学校内）	793-5422
		垂水		垂水区日向2-4-6 （垂水小学校内）	707-4069
		西		西区糞台3-32-1 （糞台小学校内）	991-6446
	いじめ・ 体罰・ こども安全 ホットライン	児童・生徒 保護者	いじめ（ネットいじめ）、体罰、悩み に関する電話相談 毎日 24時間		361-7710 0120-155-783 0120-0-78310

* 令和4年7月時点での内容です。最新情報は神戸市ホームページ等でご確認ください。

○青少年育成協議会活動支援要綱

令和 2 年 3 月 9 日

こども家庭局長決定

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この要綱は、青少年育成協議会（以下「青少協」という。）の地域における青少年の健全育成活動を支援するために必要な手続きを定めることにより、青少協を通じて、本市の青少年健全育成施策の推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 4 月 1 日神戸市規則第 38 号、以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

3 補助金の交付の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成 28 年 3 月 24 日市長決定）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(青少協の組織及び活動)

第 2 条 この要綱において青少協とは、第 2 項から第 7 項に定めるところにより組織した団体で、第 4 条第 2 項の規定により区に登録されたものとする。

2 青少協は、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりを進めていくことを目的とし、地域の実情に応じて必要な活動を行う。

3 青少協は、原則として小学校区をその活動範囲とし、同一小学校区に重複して第 4 条第 2 項の規定による登録はできないものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

4 第 4 条第 2 項により登録する青少協の名称は、前項の活動範囲を示す語句と青少年育成協議会を用いるものとする。

5 第 2 項の目的に賛同し、活動に積極的に参画する市民を青少協の構成員とし、これを青少年育成委員と称するものとする。

6 1 団体あたりの青少年育成委員の人数は、おおむね 20 人以上であるものとする。ただし、特段の事情があると区長が認めた場合はこの限りでない。

7 青少協は、団体規約を作成し、毎年度少なくとも 1 回は会計監査及び総会を行うものとする。

(市の支援施策)

第 3 条 市は、青少協の活動を推進するため、情報提供、研修、表彰、補助金の交付その他必要な支援を行うものとする。

第 2 章 団体登録

(団体登録の申請)

第4条 第2条に規定する青少協として活動する団体は、団体登録申請書（様式第1号、以下「登録書」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該団体を青少協として登録し、その旨を団体登録決定通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

3 青少協は、登録内容に変更があった場合は、区長の定めるところにより届け出なければならない。

4 青少協は、第2項による登録を廃止する場合は、団体登録廃止届出書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

第3章 青少年育成協議会活動に対する補助金

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする青少協は、活動補助金交付申請書（様式第4号）及びその他区長が必要と認める書類を区長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該青少協に対し、活動補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。このとき、区長は必要な条件を付することができるものとする。

2 前項の補助金の額（以下、「交付決定額」という。）は、区長が別に定める上限を超えない範囲の額とし、予算の範囲内で区長が決定するものとする。

3 第1項の通知を受けた青少協は、交付決定額の全部について、活動補助金交付請求書（様式第6号、以下「請求書」という。）を区長に提出することにより請求するものとする。

4 区長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合は、補助金規則第18条第2項の規定に基づき、速やかに補助金の交付決定額の全部を当該青少協に交付するものとする。

（活動報告及び補助金の確定及び精算等）

第7条 前条の規定により補助金の交付を受けた青少協は、当該補助金を受けた事業の終了後、速やかに実績報告書（様式第7号）及びその他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めると

きは、交付決定額を上限として、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該青少協に通知するものとする。

3 区長は、前項により確定した補助金の交付額（以下、「交付確定額」という。）が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。

- 4 区長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、当該青少協に対して速やかに当該差額を請求するものとする。
- 5 当該青少協は、前項の請求があった場合は、定められた期限までに、区長の指定した方法により、補助金を返還しなければならない。

(補助金の対象経費及び管理等)

第8条 交付を受けた補助金の対象となる経費は、青少協が主体となって当該年度内に実施する事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年が主体的に参加できる地域ぐるみの体験・交流活動
 - (2) 青少年が地域で安心して過ごせる環境づくり活動
 - (3) 青少年の健全育成及び非行防止活動
 - (4) 地域で青少年の育成活動を行っている団体等と連携・協力した活動
 - (5) その他青少年育成に必要な活動
- 2 青少協は、活動資金の管理のため、次の各号に掲げる方法等により適正な経理を行わなければならない。
 - (1) 活動資金を管理するための口座の設置
 - (2) 帳簿の整備、管理及び領収書等の保管
 - 3 青少協は、区長の請求に応じ、補助金の使途に関する会計についての報告及び帳簿等の関係書類の提出をしなければならない。

第4章 雑則

(施行細目の委任等)

第9条 この要綱の施行に関し必要な細目は、こども家庭局青少年育成担当課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日において、神戸市青少年育成協議会規約第4条第2項に定める地区青少年育成協議会支部として組織している団体は、第4条第1項の申請を省略することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。